

携帯電話等の電子機器の取扱い規則

（目的）

第1条 この規則は、携帯電話、スマートフォンならびにタブレット、パソコン、ウェアラブル端末等の電子機器類（以下「携帯電話等の電子機器」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に基づき、講義、試験関連、臨床・臨地実習について、情報の安全をはかるため必要な事項を定める。

（講義）

第2条 講義中は、許可された場合を除き操作しないこと。また、授業の進行の妨げや、他者の迷惑にならないように、音（振動音も含む。）を鳴らさない配慮をすること。

2 コピーや室外への持ち出しが禁じられたもの、閲覧のみ許可された資料や教材のビデオ等についても、個人情報等の理由から撮影や録音、録画を禁止する。

（試験関連）

第3条 試験時において、試験会場内への携帯電話等の電子機器の持込みは認めない。携帯電話等の電子機器の持込みをした場合は不正行為とみなし、当該学期に履修している全ての科目の評価を無効とする。

（臨床・臨地実習）

第4条 携帯電話等の電子機器の使用については、各実習施設の規則に従うこと。

2 実習施設内では、許可された場合を除き不必要な使用はしないこと。特に、個人情報に関わる事項についての撮影や録音、録画、SNS への投稿など外部への流出を禁止する。

3 臨床・臨地実習に関わる携帯電話等の電子機器の不正使用は、直ちに実習を停止し、臨床・臨地実習の単位を認めないことがある。

附 則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。